



島根県報

平成20年 9月12日 (金)
第 2,017 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(森 林 整 備 課)	1
告 示		
産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	6
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	7
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	7
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	8
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	8
急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(砂 防 課)	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(")	9
公 告		
島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	(総 務 課)	10
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	(")	12
砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	15
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		16
正 誤		
平成20年 9月 2日付け島根県報第2,014号中	(薬 事 衛 生 課)	16

公布された条例等のあらまし

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第65号)

1 規則の概要

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の制定等に伴う規定及び様式の整備 (第15条・第17条・様式第15号 - 様式第19号関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県規則第65号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第56条」の次に「（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特別措置法」という。）第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第17条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第61条第4項」の次に「（特別措置法第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「住所等の変更」を「住所等に変更を生じたとき又は対象鳥獣捕獲員（特別措置法第9条第5項の規定により読み替えられた法第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。以下同じ。）となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」に改める。

様式第15号表面中 「 放鳥獣猟区の区域の登録の有無 」 を

「 放鳥獣猟区の区域の登録の有無
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 」 に改め、同様式裏面中

「 1 （都道府県）の区域全部 2 放鳥獣猟区の区域
(3) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。） 」 を

「 1 （都道府県）の区域全部 2 放鳥獣猟区の区域
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（ にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合は、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）
対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名
対象鳥獣捕獲員でない （ ） に、
(4) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。） 」

「(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）」を「(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）」に、「(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項」を「(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項」に、「(6) 職業」を「(7) 職業」に、

「 4 (6)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を で困むこと。
5 印欄には、申請者は記載しないこと。 」 を

「 4 (3)の対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名の欄には、対象鳥獣捕獲員でない場合は、「否」と記載すること。
5 (7)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を で困むこと。
6 印欄には、申請者は記載しないこと。 」

に、

16,500円		を	16,500円 (8,200円)	
11,000円			11,000円 (5,500円)	
網猟免許	8,200円	網猟免許	8,200円 (4,100円)	
わな猟免許		わな猟免許		
網猟免許	5,500円	網猟免許	5,500円 (2,700円)	
わな猟免許		わな猟免許		
5,500円		5,500円 (2,700円)		

に改め、同様式裏面(注)を次のように改める。

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員(狩猟登録時において対象鳥獣捕獲員であった者であって、狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの有効期間内に再び狩猟者登録をするものを含む。)については、下段()書きの税率を適用する。
- 2 対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。
- 3 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。

様式第16号表面中

放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
----------------	--

を

放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

に改め、同様式裏面中

1 (都道府県)の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)	

を

1 (都道府県)の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合は、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。)	
対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員でない	対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()
(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)	

に、

「(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)」を「(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)」に、

「5 印欄には、申請者は記載しないこと。」を

「5 (3)の対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名の欄には、対象鳥獣捕獲員でない場合は、「否」と記載すること。
 6 印欄には、申請者は記載しないこと。」

に、

狩猟免許の種類及び納付額（該当欄の号数及び網・わな猟免許、第1種銃猟免許の別を で囲むこと。）	1号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	網・わな猟免許 第1種銃猟免許	16,500円	を
	2号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外のもの	網・わな猟免許 第1種銃猟免許	11,000円	
	3号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円	

狩猟免許の種類及び納付額（該当欄の号数及び網猟免許又はわな猟免許の別を で囲むこと。）	1号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの		16,500円 (8,200円)	に改
	2号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者		11,000円 (5,500円)	
	3号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	網猟免許	8,200円	
			わな猟免許	(4,100円)	
	4号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	網猟免許 わな猟免許	5,500円 (2,700円)	
5号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円 (2,700円)		

め、同様式裏面（注）を次のように改める。

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員（狩猟登録時において対象鳥獣捕獲員であった者であって、狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの有効期間内に再び狩猟者登録をするものを含む。）については、下段（ ）書きの税率を適用する。
- 2 対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。

3 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。

様式第17号中

備 考	免許の種類	を	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	免許の種類	に、
-----	-------	---	-----------------	-------	----

登録年月日	番 号	備 考	を	登録年月日	番 号	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	に改め、同様式(注)中2を3とし、
返納年月日				返納年月日			

1の次に次のように加える。

2 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」を記載すること。

様式第18号(注)中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 備考欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあつては、その旨を記載すること。

様式第19号中「 亡失届出」を

「 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 1 亡失届出」に、

旧住所・氏名	を	2	旧住所・氏名	に改め、同様式(注)を次のように改める。
新住所・氏名			新住所・氏名	

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の にレ印を付すこと。

2 1については、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に限り、 にレ印を付すこと。

3 2欄については、住所、氏名変更届出を行おうとする場合に限り記載すること。

なお、変更届には、住所又は氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写し等)を添付すること(届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。)。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書とみなす。

告 示

島根県告示第746号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があつたので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請者

タカセ興産株式会社 代表取締役 野津勝男

簸川郡斐川町大字学頭4026番地1

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

簸川郡斐川町大字学頭畑谷3176番地外

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場(管理型)

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車等破砕物等を含む)、燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令13号廃棄物

5 申請年月日

平成20年3月17日

6 縦覧場所

島根県出雲市塩冶町223-1 島根県出雲保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成20年9月12日から同年10月14日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること

(2) 意見書の提出期限

平成20年10月28日

(3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第747号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 慈光 会	大田市温泉津町上村 461番地	認知症対応型 共同生活介護	湯の郷苑グループ ホーム だんらん	大田市温泉津町福光 イ85-9	平成20年 8月11日

株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	通所介護	ツクイ城西	松江市黒田町359 - 1	平成20年 9月1日
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	介護予防通所介護	ツクイ城西	松江市黒田町359 - 1	平成20年 9月1日
有限会社 ハートキュアエム	出雲市国富町832 - 2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ハートキュアひらた	出雲市国富町832 - 2	平成20年 9月1日
有限会社 ハートキュアエム	出雲市国富町832 - 2	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム ハートキュアひらた	出雲市国富町832 - 2	平成20年 9月1日
特定非営利活動法人 陽だまり	益田市高津四丁目 1 - 9	通所介護	指定通所介護事業所 陽だまり	益田市赤城町11 - 40	平成20年 9月1日
特定非営利活動法人 陽だまり	益田市高津四丁目 1 - 9	介護予防通所介護	指定通所介護事業所 陽だまり	益田市赤城町11 - 40	平成20年 9月1日

島根県告示第748号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
株式会社 ツクイ	通所介護	ツクイ城西	松江市黒田町359 - 1	平成20年 9月1日
	介護予防通所介護			
株式会社 コーユー	通所介護	デイサービスこうぜんじ	大田市長久町長久口426 - 27	平成20年 9月1日
	介護予防通所介護			
有限会社 スギタニ	通所介護	浜山デイサービスセンター 野いちご	出雲市大社町北荒木1512 番地 5	平成20年 9月16日
	介護予防通所介護			

島根県告示第749号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指 定年月日
名 称	所 在 地		
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	育成医療 更生医療	平成20年 9月1日

サン薬局川津店	松江市下東川津町42 - 8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 9月1日
古山薬局	安来市広瀬町広瀬862	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 9月1日
ニコニコ薬局	松江市東津田町1769 - 5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 9月1日

島根県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う宇賀荘地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 縦覧の期間
平成20年9月12日から21日間
- 縦覧の場所
安来市役所

島根県告示第751号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町上橋波804 - 4、807 - 6、808 - 6、809 - 4、佐田町下橋波956 - 2、956 - 12
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第752号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年島根県告示第274号）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第3項の規定により告示する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 区域の名称 城山
- 区域の所在 益田市匹見町地内

島根県告示第753号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年 9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 大谷 4

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から16号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関69番 1	1 号
〃 1250番	2 号及び3号
〃 1251番	4 号
〃 88番	5 号
〃 1254番	6 号
〃 1261番	7 号
〃 1264番	8 号及び 9 号
〃 102番	10号
〃 98番	11号及び12号
〃 86番 1	13号
〃 1252番	14号
〃 1038番 1	15号
〃 71番 1	16号

2(1) 区域の名称 城山

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から21号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と21号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市匹見町匹見イ1238番	1 号及び 2 号
〃 イ1238番地先道路敷	3 号
〃 イ2158番 2 地先道路敷	4 号から 6 号まで
〃 イ1263番 3 地先道路敷	7 号
〃 イ1263番 3	8 号
〃 イ1263番 1	9 号
〃 イ1266番	10号及び11号
〃 イ1171番 3	12号及び13号
〃 イ1171番 1	14号
〃 イ2148番 6	15号
〃 イ2151番 3	16号

”	イ2150番2	17号
”	イ2150番6	18号
”	イ1179番6	19号
”	イ1171番9	20号
”	イ2157番1	21号

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成19年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受 付 数	公文書数	受 付 数	公文書数	受 付 数	公文書数
県政情報センター	182	1,558	215	7,087	397	8,645
松江地区県政情報コーナー	12	55			12	55
雲南地区県政情報コーナー	1	1			1	1
出雲地区県政情報コーナー	11	18	1	4	12	22
県央地区県政情報コーナー	1	1			1	1
浜田地区県政情報コーナー	23	97	4	17	27	114
益田地区県政情報コーナー	17	18	1	1	18	19
隠岐地区県政情報コーナー	4	7			4	7
単独地方機関等	11	14	8	10	19	24
小 計	262	1,769	229	7,119	491	8,888
警察情報公開センター	67	434	11	27	78	461
各警察署情報公開窓口						
小 計	67	434	11	27	78	461
合 計	329	2,203	240	7,146	569	9,349

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区 分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
請 求	191	1,950	4	54		1	3		2,203
申 出	5,588	1,523	4	28	2		1		7,146
合 計	5,779	3,473	8	82	2	1	4		9,349

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求			申 出			合 計		
	本 庁	地方機関		本 庁	地方機関		本 庁	地方機関	
知事	1,151	811	340	6,978	5,928	1,050	8,129	6,739	1,390
政策企画局	23	23	/			/	23	23	/
総務部	86	25	61	128	50	78	214	75	139
地域振興部	23	23		29	29		52	52	
環境生活部	51	51		22	22		73	73	
健康福祉部	670	466	204	241	44	197	911	510	401
農林水産部	80	78	2	660	660		740	738	2
商工労働部	9	9		6	6		15	15	
土木部	195	122	73	5,800	5,025	775	5,995	5,147	848
出納局			/			/			/
企業局	14	14		92	92		106	106	
病院事業管理者	4	1	3				4	1	3
議会	5	5	/			/	5	5	/
教育委員会	221	219	2	92	85	7	313	304	9
選挙管理委員会	383	383		49	49		432	432	
人事委員会	5	5	/			/	5	5	/
監査委員			/			/			/
公安委員会			/			/			/
警察本部長	434	434		27	27		461	461	
労働委員会			/			/			/
収用委員会			/			/			/
海区漁業調整委員会			/			/			/
内水面漁場管理委員会			/			/			/
地方独立行政法人									
合 計	2,203	1,858	345	7,146	6,089	1,057	9,349	7,947	1,402

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 議 中	そ の 他
33 (繰越 27)		1	3	1		26	2

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

	相談・案内	行政資料の利用
--	-------	---------

窓 口	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸 出 し	
			利用者	資 料	利用者	資 料
県政情報センター	312	378	400	914	385	1,028
松江地区県政情報コーナー		91	85	153		
雲南地区県政情報コーナー	6	30	27	34	1	2
出雲地区県政情報コーナー	7	107	74	132	13	21
県央地区県政情報コーナー	5	33	20	25		
浜田地区県政情報コーナー	11	223	131	205	18	26
益田地区県政情報コーナー	22	62	7	16	3	5
隠岐地区県政情報コーナー		4	1	1		
小 計	363	928	745	1,480	420	1,082
警察情報公開センター	19	4	1	1		
各警察署情報公開窓口		1				
小 計	19	5	1	1		
合 計	382	933	746	1,481	420	1,082

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍 聴 者
		公 開	一部公開	非 公 開	
附属機関	276	86	9	181	228
附属機関に類するもの	177	86	65	26	226
合 計	453	172	74	207	454

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を実施している法人	公開申出のあった法人	公開申出	回 答 の 内 訳					そ の 他
			公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
22	1			1				

- 注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。
- 2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。
- 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
- 4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成19年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	8	8					8	8
松江地区県政情報コーナー								
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー								
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
益田地区県政情報コーナー	2	14					2	14
隠岐地区県政情報コーナー	1	2					1	2
単独地方機関等	2	4					2	4
小 計	14	29					14	29
警察情報公開センター	1	1					1	1
各警察署情報公開窓口								
小 計	1	1					1	1
合 計	15	30					15	30

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	11			11
政策企画局				
総務部	2			2
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	8			8
農林水産部				
商工労働部				
土木部	1			1
出納局				
企業局				
病院事業管理者	3			3
議会				
教育委員会	14			14
選挙管理委員会				
人事委員会	1			1
監査委員				
公安委員会				

警察本部長	1			1
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	30			30

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 68

イ 口頭による開示請求の実施 1,146件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
26	2		1			1		30

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	19 (繰越 17)		1	2			16	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

22団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	6	6					

- (3) 口頭による開示申出状況
該当なし
- (4) 訂正等申出及び処理状況
該当なし
- (5) 利用停止申出及び処理状況
該当なし
- (6) 異議申出の状況
該当なし

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成20年 9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験の日時
平成20年11月14日（金）
午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）
- 2 試験会場
大田市大田町大田イ 1 - 3
島根県大田集合庁舎 2階大会議室
- 3 試験の方法及び科目
次に掲げる科目を筆記試験により行う。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 提出書類
 - (1) 受験願書（所定の様式）
 - (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 - (3) 受験票（所定の様式）
- 5 受験手数料
7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。
- 6 受験願書等の請求先
島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会
- 7 受験願書等の提出先
〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課
- 8 受験願書等の受付期間
平成20年10月10日（金）から平成20年10月31日（金）まで
なお、郵送の場合は、平成20年10月31日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 9 受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。
- 10 合格発表
試験結果は、平成20年11月27日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852 - 22 - 5499）に照会すること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成20年9月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,970
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,416
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
 - 八束選挙区 3,775
 - 仁多選挙区 4,312
 - 簸川選挙区 7,452
 - 邑智選挙区 6,412
 - 鹿足選挙区 4,613
 - 隠岐選挙区 6,402
 - 松江選挙区 52,091
 - 浜田選挙区 16,713
 - 出雲選挙区 39,284
 - 益田選挙区 13,956
 - 大田選挙区 11,214
 - 安来選挙区 12,002
 - 江津選挙区 7,352
 - 雲南・飯石選挙区 13,922
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,416

正 誤

平成20年9月2日付け島根県報第2,014号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ | 行 | 誤 | 正

4

上から 3

第47条

第57条

上から 4

第47条

第57条

